

第12回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成22年5月20日 13:00-15:00

場 所：経済産業省本館2階 2東6共用会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、棕田委員、森口委員

1. 国内クレジットの認証等

- ・国内クレジットの認証申請があった16件について、排出削減量が承認排出削減事業計画に従って事業計画を実施した結果生じているのか等の要件についての審査機関による確認結果を報告。審議の結果、16件の国内クレジット認証申請について、認証され、計16,270t-CO2の国内クレジットが発行された。

2. 排出削減事業の承認等

- ・今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果等を報告。審議の結果、20件の排出削減事業について承認された。また、1件のプログラム型排出削減事業が承認された。
- ・排出削減事業の承認案件について、件数の増加を受け、委員会開催後一定期間（一週間）、委員から事務局への質問期間を設けることとし、今回の委員会から適用することとした。
- ・第11回委員会（平成22年3月26日開催）以降に提出のあった5件の排出削減事業計画案について報告が行われた。

3. 方法論の承認・申請受付

- ・第11回委員会（3月26日）において申請を受け付けた、7件の排出削減方法論について、パブリックコメント（3月30日～4月23日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査を行ったことを、事務局より報告。審議の結果、申請のあった7件の排出削減方法論について承認された。
- ・また、設備新設タイプの排出削減方法論においてベースラインで想定する標準的な機器の考え方について議論された。
- ・また、第11回委員会（3月26日）から5月20日までに事業者から提出のあった、2件の排出削減方法論について、今後パブリックコ

メントに付し次回以降の認証委員会において承認に向けた審議を行うこととなった。

4. その他

- ・ 今回の委員会より、承認案件、認証案件の審査を実施した審査機関の代表者が、委員からの質問に対応する方式とした。
- ・ 次回（第13回）委員会は、平成22年6月30日（水）に開催する予定とした。また、今後は、半年先の委員会の開催日時をあらかじめ定めておくこととされた。

5. 委員の発言及び質疑

<承認排出削減事業の扱いについて>

（森口委員）

- ・ 「委員会後一定期間事務局に質問をする権利を与える」とあるが、これは質問をするだけであり、承認そのものは委員会で行い、承認が覆ることはないという理解で良いか。

（茅委員長）

- ・ その理解で良い。ただし極めて例外的であるが、承認要件に関する見落としがあった場合等については、委員長と事務局で相談して対応を決める。

（森口委員）

- ・ この扱いは、今回の委員会で審議する排出削減事業からという理解で良いか。

（茅委員長）

- ・ その理解で良い。

<国内クレジットの認証等について>

（森口委員）

- ・ 今回認証案件の中で、「バイオマスボイラーの新設」の方法論を適用しているものがいくつかある。バイオマスボイラー以外のボイラーが導入される場合をベースラインとして設定していると考えられるが、新設される前はどのような状態であったのか。つまり製材所そのものが新たに作られたのか、それとも製材所自体は存在しボイラーのみを新設したのかについて情報があつたら教えて欲しい。

（SGSジャパン株式会社）

- ・ バイオマスボイラーの新設を適用している申請受付番号61、105の事業については、製材所そのものを新設したケースとなる。本事業が実施されなかった場合、どのようなボイラーを使用することを想定した

かを事業者ヒアリングしてベースラインを設定している。

(熊崎委員)

- ・ 「バイオマスボイラーの新設」の方法論を適用している排出削減事業の排出削減量が多くなる理由としては、木材乾燥に用いるボイラーに24時間稼動可能なバイオマスボイラーが増えてきたことが考えられる。これまでは昼は木屑、夜は重油を燃料で使用するケースが一般的であった。

<排出削減事業の承認等について>

(森口委員)

- ・ 全電源方式を適用する排出削減事業について、今回は事業実施後に系統電力使用量が減り、移行限界電源方式を適用した場合よりもクレジットが少なく評価されるケースのみであるため関係しないが、事業実施後に系統電力消費量が増える排出削減事業については、全電源炭素排出係数を適用すると、考え方によってはクレジットを過大に評価する可能性もあり、認証委員会として望ましくないということは可能なのか。

(茅委員長)

- ・ この件は委員会で決めるべきと考える。現行の委員会規程では特に扱いを明記していないので、形式的には言えないこととなる。ただし、事務局においてどのような対応としたかについては説明が必要。

(事務局)

- ・ 電力係数の扱いについては、委員会規程の第4号の2「購入電源の炭素排出係数にかかわる委員会の審査について」として、小規模電源等導入による代替系統電力排出係数ワーキンググループでの議論をまとめさせていただいている。もし、御指摘の内容に関連して、問題が生じるような場合があれば、委員会に諮り、議論いただきたい。

(森口委員)

- ・ 委員会規程の第4号の2を決めた際に、方法論において「排出削減事業者の申請に基づき、認証委員会の審査を経て」という表現が削除されたという経緯があり、規程に反映する段階で解釈の差異があったのかというように理解している。必要に応じ、見直しについて検討いただきたい。

(茅委員長)

- ・ この件は、電力係数の見直しの際に状況を見て、対応を考えさせていただく。

<プログラム型排出削減事業について>

(茅委員長)

- ・ このプログラム型排出削減事業は、徐々に対象となる住宅等が増えてくるとなるが、対象数に上限はあるのか。

(事務局)

- ・ プログラム型排出削減事業は一定期間ごとに必ず審査機関による実績確認を受けるものとしており、時間経過と共に対象となる住宅等の増加も全てチェックできる仕組みとなっている。

(茅委員長)

- ・ 対象となる数は問題としないということでした。

<排出削減方法論の承認・受付>

(森口委員)

- ・ 方法論020-A「電気自動車の新規導入」について、これは事業実施後に系統電力使用量が増える方法論であり、全電源方式を適用してくると考えられる。一方、先ほども申したが、方法論における「電力の炭素排出係数」の欄について「国内クレジット認証委員会の審査を経た場合」という文言がないということは、基本的に事業者の申請に基づき全電源方式を使用しても良いという整理となっているという理解でよいか。また本方法論において全電源方式を用いることの良し悪しを述べるつもりはないが、一切チェックをしなくてよいという議論ではなかったように記憶している。当初の経緯を再度確認した上で異なった解釈が入り込む余地がなかったかの事実確認はお願いしたい。

(事務局)

- ・ 先程ご説明したとおり、事務局で委員会規程第4号の2を作成した時には、委員会で審議された選択の手続きや考え方はいずれも小規模電源等導入による代替系統電力排出係数ワーキンググループでの議論をそのまま用いている。従って当初想定していなかった論点が生じた場合には、委員会での議論の対象になるだろう。

(熊崎委員)

- ・ プログラム型排出削減事業について、バイオマスストーブを適用する場合は、だれが取りまとめを行うのか。例えば、市町村や設備を導入されている方々から成る組合が取り纏め役となって実施することができるのか。

(事務局)

- ・ これまでにも例えば、複数のメロン農家が組合を作りバイオマスボイラーの導入事業が承認されている。こうした組合や地域の取組として、プログラム型の排出削減事業が行われることも想定される。

(大塚委員)

- ・ 新設の方法論についてだが、電気自動車の普及が進んだ場合にベースラインの想定する標準が徐々に変わっていく可能性はあるか。このとき、どのくらいのスパンで見直しを考えたらいいのか。

(事務局)

- ・ 御指摘の点については資料5-2で説明したい。

<ベースラインで想定する標準的な機器の考え方について>

(松橋委員)

- ・ 資料5-2のデータは貴重である。どこをベースラインにするかは難しい問題だ。主観的にならないよう機械的に、たとえば平均値をとるという方法でやってみるのもよいかもかもしれない。
- ・ 国連CDMの方法論は過度に保守的である。設備効率については過去の平均値をとるのではなく、平均値+2 σ をベースラインとしているようだ。ものすごく良い設備でないとCDMとして通らない。また、この設定は論理的ともいえない。

(森口委員)

- ・ 平均値+2 σ ということだと上から2~3%ということになり、これは厳しいが、かといって平均値や中央値というのもやや甘いと考える。その中間のどこかになるのではないか。
- ・ 平均値や中央値については、統計の時間的な遅れがどうしても発生する。全体として性能が向上している機器については、考慮が必要。
- ・ 大塚委員のつねに標準は変わるという考えもわかるが、本制度の期限であるあと2年間に限って考えるなら事務局の負担も踏まえ見直しをする必要はないのではないか。

(茅委員長)

- ・ 平均値+2 σ などは一般的なものとして採用できないだろう。事務局側で本日の意見を参考に案を考えていただきたい。ボイラー、ヒートポンプの更新やバイオマス利用など主要なものについてはある程度具体的な整理を行い、それ以外は一般的な範囲での整理を決めておいて、後は運用で対応する方法が考えられそう。

(事務局)

- ・ 具体的基準についてのご意見や運用面での対応というご意見を参考に次回以降に事務局で整理をしていきたい。

<国内クレジットの移転について>

(事務局(環境省))

- ・ クレジットの移転は、あくまで共同実施者間の移転という認識を持っていたがどうなのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 移転先について、共同実施者でなければならないという規定はなく、実際、事業者からの申請もあがってきている。共同実施者に限定する必要はないと考えている。

(森口委員)

- ・ 基本的には何らかの形でクレジットを使い得る方に共同実施者を変更して、償却するなり使うなりしてもらうという理解。共同実施者以外への移転はあまり想定していなかった。

(松橋委員)

- ・ 制度創設時の議論では産業界にマネーゲームを危惧する声が強かったが、現状ではCSR的な形での実施がほとんどであり、マネーゲームの心配はないと思う。共同実施者以外への移転は認めてよい。

(大塚委員)

- ・ 共同実施者以外への移転を認めていった方がよいと思う。ただし、委員会規程第7号2.(2)①の「クレジット保有者(排出削減事業共同実施者、以下同じ。)」の部分を改正する必要はある。

(棕田委員)

- ・ 共同実施者以外への移転を認めることによる実害は見あたらず、逆に共同実施者となるインセンティブにもつながるものと思われる。移転を認める方向でよいと思う。

(茅委員長)

- ・ 大体の委員の意見は認める方向なので、次回委員会で事務局原案を諮ることとしたい。

(事務局 (環境省))

- ・ 環境省として流通させてはいけないといっているわけではない。あくまでも前向きに考えたいと思っている。

文責：事務局